

# 会 議 記 録

会議名称		第 5 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
日 時		平成17年3月22日(火) 2時00分～4時10分
場 所		杉並区役所中棟5階 第3、4会議室
出席者	委 員	丸田会長、萩原委員、小川委員、はなし委員、松原委員、柳澤委員、山名委員、秋田委員、井上委員、田澤委員、境原委員、尾崎委員、奥委員、花形委員、小池委員、芳村委員、山室委員、岩島委員、井口委員、岸委員(20名)
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境調査担当係長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、管理係長、ごみ減量担当課長、ごみ減量担当係長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、緑化担当課長、みどりの計画係長
傍聴者数		0 名
配布資料	事 前	第4回会議記録 (案) (仮称)杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について 平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月分) 平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について 平成16年度杉並中継所搬入ごみ組成調査速報値について ペットボトル集積所回収モデル実績の回収事業について 一定規模以上の開発等に関する報告書について(2件)
	当 日	杉並区みどりの基本計画改定素案に対する区民意見について(中間報告) まちづくりの動向について 環境学がわかる アイデアのとびら
会議次第		<p>1 第5回環境清掃審議会</p> <p>(1) 第4回会議録の確認</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 「杉並区みどりの基本計画改定素案」に対する区民意見について(中間報告)</p> <p>(2) 「(仮称)杉並区地域省エネルギー推進委員会」の設置について</p> <p>(3) 平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月分)について</p> <p>(4) 平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について</p> <p>(5) 平成16年度杉並中継所搬入ごみ組成調査速報値について</p> <p>(6) ペットボトル集積所回収モデル事業の回収実績について</p> <p>(7) 一定規模以上の開発等に関する報告について</p> <p>敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画</p> <p>○都営住宅 16H・111・112東(高井戸西一丁目)工事</p> <p>○東電ライフサポート(株)「もみの樹・杉並」新築工事</p>

会議の内容  
および  
主要な発言

- 1 第4回審議会会議録の確認
  - ・確認
- 2 杉並区みどりの基本計画改定素案に対する区民意見について(中間報告)
  - ・区道路の緑化率が低いので対策を考えてもらいたい。
  - ・14年度の用途地域別緑被率をみると、もっとも構成比が高い第1種低層住居専用地域が23.7%であるので、そこに着目して努力目標を例えば1.3%上げるような形で目標値を考えたらどうか。
- 3 (仮称)杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について
  - ・他の自治体で先進事例があるのか。
  - ・委員の任期は再任を妨げないとあるが、いつまでやるのか。
- 4 平成16年度杉並中継所に関するモニタリング調査結果報告書(10月分)について
  - ・報告をうけた。
- 5 平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について
  - ・清掃車から中身のごみをザッと開け直ぐにビニールで蓋をするということだが中身を開けた時のガスはどの程度出ているのか。
  - ・収集の場所とか施設によって廃棄物が違ってくると思うが、一般家庭以外で化学物質を使用したり保管している所への指導の実態とかを教えて欲しい。
- 6 平成16年度杉並中継所搬入ごみ組成調査速報値について
  - ・新に調査対象地区になった永福地区の排出禁止物・爆発性のものでも数字が大きいがこれは認知度が低いということなのか。
- 7 ペットボトル集積所回収モデル事業の回収実績について
  - ・質問の場が違っているがプラスチックごみの資源収集について、是非地域区民に対する説明会を開催してもらいたい。区民の関心があるうちをお願いします。
  - ・廃プラの協力率はどのくらいを想定しているのか。
  - ・廃プラの問題でいうと若い人たちへの周知徹底を図らないと協力率はなかなか上がらないのでは。
- 8 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件)
  - ・報告をうけた。
- 9 その他
  - ・三井高井戸計画について報告をうけた。
  - ・次回の日程は5月16日(月)午前9時30分から

第5回 環境清掃審議会発言要旨 平成17年3月22日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>ただいまから環境清掃審議会を開会したいと思います。委員の出欠状況ですが、栗山委員は先週から会議が入っているということで、出席できないというご連絡をいただいております。安田委員については今日、急遽参加できないというご連絡をいただきました。なお、境原委員については、遅れてお見えになるとの連絡をいただいております。人数的には定数を満たしておりますので、開会のほうよろしく願いいたします。</p> <p>まず資料を確認させていただきます。従前お配りしたものと、席上に配付したものと分けてお話いたします。1番目が「第4回会議録(案)」、2番目が「(仮称)杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について」、3番目が「平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月分)」、4番目が「平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について」、5番目が「平成16年度杉並中継所搬入ごみ組成調査速報値について」の新しいもの、6番目が「ペットボトル集積所回収モデル実績の回収事業について」、7番目が「一定規模以上の開発等に関する報告書について(2件)」です。</p> <p>今日席上で配付しておりますのが、8番目の「杉並区みどりの基本計画改定素案に対する区民意見について(中間報告)」、9番目の「まちづくりの動向について」、10番目の「環境学がわかる」という資料を、参考のために配らせていただきました。もう1つは、清掃管理課のほうで作った『アイデアのとびら』という、ごみを減らすためのいろいろなアイデアを綴った小冊子を配っております。以上、お手元にお揃いでしょうか。資料の説明は以上です。では会長、お願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、お忙しいところお集まりいただき、いつも熱心にご討議いただき、ありがとうございます。今日は学経の先生方の出席状況が悪いようですが、よろしく願いいたします。</p> <p>最初に会議記録の(案)ということで、事前にお目通しいただいていると思いますが、何かご意見等はございますか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>では(案)を取らせていただきます。</p> <p>事前にお配りしたものと、多少順番が変わっているようですので、議事に従って、今日机上に配付しておりますもので進めさせていただきます。まず最初に、「杉並区みどりの基本計画改定素案に対する区民意見について(中間報告)」ということで、緑化担当課長からご説明をお願いいたします。</p>
緑化担当課長	<p>それでは私から、本日お配りした資料に基づいて、「杉並区みどりの基本計画改定素案に対する区民意見について」の中間報告をいたします。平成17年2月1日から3月2日までの間、杉並区みどりの基本計画改定素案を公表したところ、下記のとおりご意見が寄せられました。意見の提出は26名の区民の方々から、58件の意見が提出されました。提出方法は記載のとおり、文書14件、ファックス15件、ホームページ3件、説明会時22件、その他として電話4件、計58件のご意見が寄せられました。</p>

	<p>内容別の意見は次の頁をご覧ください。みどりの基本計画の改定についてが7件、緑化施策についてが47件、その他の施策についてが4件、合わせて58件です。これを見ていただければ、こういった趣旨かというのはおわかりいただけると思います。みどりの基本計画の改定については、期間が短いというような指摘とか、計画づくりについては、協働による計画づくりをしてもらいたいなど。緑化重点地区についても4件ありました。緑化重点施策を推進するに当たって、お金の問題は大丈夫か、全地域をこのようにすると、各地域の状況が画一化するのではないか、緑地拡大の施策が見当たらないというようなご意見もいただいております。このようなことで、全部で58件のご意見をいただいております。</p> <p>今後の予定ですが、これらの意見を踏まえ、4月下旬には計画の決定、議会への報告、5月には『広報すぎなみ』等で公表していきたいと考えています。</p> <p>なお、参考資料をご覧ください。29頁だと思いますが、計画目標として緑被率が20%となっています。当初は平成20年の見直しのときに、その前年の平成19年のみどりの実態調査を見ながら見直しをするということで、緑被率の目標を20%と、そのままにしておいたのですが、この間議会等からもご意見をいただき、平成14年度の実態調査で、もう目標値を超えているから、やはりこのまま20%にするのはいかがか、もっと高い緑被率を設定して、もっと緑化を推進するようにしていったほうがいいのかというご意見もありましたので、今回このことについてのご意見も、併せていただければと思っております。</p>
会 長	<p>これらに対するいろいろな答え等は、今後担当部署のほうで用意されて、対応策を検討され、それを発表される予定になっておりますが、みどりの基本計画の改定素案について区民意見をいただいた結果と、計画目標値ということで、いま説明のあった緑被率の目標について意見をとり、審議会のほうに願い出ておられますので、併せてご意見等をいただけたらと思います。</p>
V委員	<p>単純な質問ですが、私は緑被率というのがよくわからないのです。例えば芝地や草地の場合ならば、何平米の所に何平米だけ緑地があるというのは、素人の私でも見てわかります。樹木などの緑被率というのは、どういう算出の仕方をするのですか。</p>
緑化担当課長	<p>緑被率というのは、緑の中に樹木、農地、草地が入りますが、航空写真を撮り、杉並区全域の面積に対する緑の割合を出し、それを緑被率としております。</p>
T委員	<p>緑被率と、もう1つ緑視率というのがありますね。今おっしゃったご説明ですと、緑視率のほうですか。写真を撮って上から見て、それで緑の具合がどれぐらいかというのは、緑被ではなくて緑視ではないでしょうか。</p>
緑化担当課長	<p>航空写真から、杉並区全区の中の緑の割合を出したのが緑被率です。緑で覆われている面積です。緑視という指標もありますが、それは例えば交差点などに立って、カメラで立体的な写真を撮って、その写真の中の緑の率を「緑視」と言います。要するに見た目の緑の多さがわかるような指標です。そのような違いがあります。</p>
T委員	<p>大体わかりましたが、旧の計画では、今後は住宅地の緑の保全と育成と、公共施設の緑化などを積極的に推進することが、緑被率の減少に歯止めをかけ、増加につながると言われておりますね。今回、農地や草地が減少しているのに対して、樹木による</p>

	<p>被覆地が増えています。原因として住宅地の緑が大幅に増えているということは、ちょっと考えられないのです。旧で掲げている公共施設の緑化というのが、大きく増加に貢献しているのかどうか、この表だけではよくわかりませんので、増えた原因をご説明いただけますか。</p>
緑化担当課長	<p>1つはやはり委員がおっしゃったように、公共施設の緑化といった、いわゆる緑化施策が実を結んだということがあると思います。実際にみどりの実態調査というのは、写真を撮るだけではなく、現地調査をして、樹木調査をします。樹木調査等を見ますと、木が大きくなっているというのが明らかにわかっています。前回の樹木調査に比べると、幹回りが大きくなった木が増えているということは言えます。上から見た緑ですが、そういったことから緑化施策の成果と、やはり区民の方による協力が実ってきたところから、緑が増えたと考えております。</p>
会 長	<p>あと、ご説明にはないのですが、計測の技術というのが精密になってきましたね。そちらのほうも技術の発展と共に、精度も増してまいりますよね。そういう面で実態が的確に把握できるようになってきたというのも、大きな原因の1つだと思います。ですから杉並だけではなくてほかの地域においても、多少増したという現象は見られるわけです。</p> <p>目標値については、これには一応20%と書いてありますね。これでいいかということですね。</p>
緑化担当課長	<p>議会等からもご意見をいただいて、高くしようということでお答えしております。</p>
K委員	<p>緑被率が20%を超えているということで、都でナンバー2らしいですね。それはそれでいいと思いますが、実際にいろいろ調べてみますと、道路の緑化が極めて悪いのです。特に全体の道路の中の約4分の3、75%が区道になっているのですが、その緑化率が実は1何パーセントということで、非常に悪い。それに対する緑化の向上対策というのを少し考えていただけないか。道路行政に関しては、私たちは本当に口をはさむ余地がないと思っているわけです。国道には今、約50~60%の緑化率がありますよね。都道についてもそれなりの率を持っているわけですが、区道はあまりにも低すぎると思っています。その辺の対策を考えていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>一般論とすれば、区道というのは狭いですよね。だから植えたいと思っても、なかなか植える余地がないということも、理解していただきたいのです。</p>
K委員	<p>逆に言うならば、双交通ではなく、一方通行の道路を増やすというのも、1つのテクニックだろうと思います。例えば大阪の場合、御堂筋辺りはあんな大道路であっても一方通行ですよ。区道をそういう形にすれば、もっと緑化の道が開けるのではないかと思います。</p>
会 長	<p>それから緑化担当課長のほうで去年、委員会をつくって検討して、みどりのベルト構想という考え方を出示してきました。皆さん方の歩く道や車の道を中心に、両方の幅の緑のベルトを取っていきます。民有地や公的な施設など、いろいろなものが土地利用として入ってくるわけですが、これからこの周りのグリーンのベルトを、いかにして太らせていくかです。もちろん、いまご指摘のように、道路の緑化というのは欠かせないわけですが、併せてそういったことも考えていこうという区の方の考え方が、これ</p>

	から実施に向けて出てくると思います。
T委員	全体の構成比を見ますと、用途地域別で古いものと新しいものとで全く変わっていませんよね。この間は多分、都市計画変更などが一切なかったので、構成比率が変わっていないのではないかと思います。都市計画変更等をすると、構成比は変わりますよね。そういうことはなく、前回の計画時と今回と全く同じという理解でよろしいのですか。
緑化担当課長	構成比については、都市計画課の担当部署のほうで出しているデータをそのまま使っておりますので、変わっていないということです。
T委員	わかりました。
会 長	都市計画課長、いかがですか。
都市計画課長	この間に用途地域の見直しというのがあって、一部はやっておりますが、大きな見直しはありませんでした。小さな面積で若干の変更はありますが、割合としてここが上がってくるような割合はなかったということです。
緑化担当課長	平成 14 年度はこういった形でした。
V委員	全く素人で申し訳ないのですが、これを 20%にした合理的な理由をお聞かせください。なぜ 20%を目標にしたのですか。
緑化担当課長	みどりの基本計画を策定するに当たって、平成 11 年に緑被率を 20%にしました。その前までは、目標値は 30%だったのです。そこで 30%を目標に、緑化施策をずっと進めてきたところ、平成 11 年にこの計画を作ろうと言ったときのデータが、17.6%にまで下がっていたのです。第 1 回目の調査が昭和 47 年で、そのときは 24.02%でした。第 2 回目が 5 年後ですが、だんだん緑被率が下がってきて、減少傾向がずっと続いてきました。平成 9 年の調査では 17.6%にまで下がって、これでは目標達成がとても無理ではないかという判断があったと思います。そういった中で目標値を 17.6%から 20%にして頑張ろうというような意味合いがあったと考えています。
F委員	<p>目標値の 20%というのは、何を基準にしているのか。私は下井草地域に住んでおります。あの辺は戦前から大きなお屋敷があります。70 年、80 年も前から住んでいるお屋敷は、100 から 200 坪ぐらいあるのですが、相続税になりますと、その緑を全部切って、宅地面積が 15 坪とか 20 坪の建売住宅にするのです。緑など、どんどん減っています。</p> <p>私は東京都の緑化推進委員ですから、先般も 12 日に行きましたが、緑が増えていると都の役人が言いましたから、「どこを指してあなたたちは言うんだ。東京都としても、西部地域ではいちばんあると思う。それでもどんどん減っていますよ。増えているというのは、何を指して」と言ったら、東京都の局長あたりが答えられないのです。緑、緑と言っても、生産緑地も大事な緑です。屋敷林などは生産緑地の約 1,000 倍の固定資産税を取られるのです。このことは私がこの前に言ったと思います。</p> <p>去年の 8 月、高井戸の柏の宮の緊急フォーラムで私が言ったら、みんなびっくりして「あーっ」と言っていましたよ。屋敷林には札が立っています、「緑の生産緑地」と。そういう所はうんと免税されていると思うのです。私の所にもこのくらいの大きな木が、15 本くらいありますが、宅地並課税です。それを行政の皆さんはご存じでしょう。</p>

	<p>黙っているけれどわかっていないのですか。わかっていなければ私が教えましょうか。そういうことでは、こんなことをやっても駄目です。</p> <p>私はどこへ行っても大声で言うのです。私は東京都の緑化推進委員ですから、今月の12日にも話しまして、何とか早く手を打たなければ、東京都の西部地域の昔の農家の屋敷林が1本、2本と、どんどんなくなると。皆さんは立派な方だから、大きなお屋敷に入っていると思います。60坪以下に入っている人は少ないと思います。固定資産税は6分の1ですよ。そういうことを皆さんに言うと、固定資産税は都税だと言います。しかし54%ぐらいは杉並区に戻ってくるでしょう。上の方はみんな知っているわけです。そうだったら頭を下げなさい。何を言っているのですか。</p> <p>どんどん減ってしまいます。いまお隣の方が、区道でも植えなさいと言われましたが、皆さんも昨年8月に緊急フォーラムに行きませんでしたか。そのときに三鷹市の市長は、小さい道路へ植えたりすると、「日が当たらない」と言って商店が怒るので、みんな空坊主にしたのだと言いました。あそこへ行っている方は皆さん聞いているでしょう。そういうように勝手なことを言われるから、三鷹市は相当、枝を払いました。なかなか一長一短にはいかないと思いますが、何とか考えていただかないと、杉並の西部地域の緑は、どんどんなくなります。</p> <p>上井草2丁目に、杉並区でいちばん大きなケヤキの木があるのを知っているでしょう。去年の台風でこんな太い木が折れて、よその家へ引っかかって、樋などがちよつと壊れたのです。それは区役所でお金を出してくれたけれども、自分のほうは自分で出せということで、怒っています。巨木でもあんなにでかい木は、杉並にはないと思います。500~600年は楽に立っています。屋敷に持っている人は、こういう所へ出てこられないからお話できないのですが、私は実際に持っている立場としては税金が大変なのです。</p> <p>私が緊急フォーラムのときに、屋敷林は所有しているものではない、地域みんなの財産だと言ったら、みんな手を叩いたでしょう。そういうような気持で屋敷林の緑でも大切にしてもらいたいと思うのです。植えるよりも減るほうが多いですよ。このごろ杉並区をパトロールしていますから聞いてごらんください。大きなお屋敷は相続の関係で、みんな小さい宅地にして、みんな木を切ってしまいます。そういうところから考えていただかないと、切ってしまったらもう遅いのです。大きな木は何百年もかかるのですから。ほかの道具や車などはすぐに出来てしまうものですが、大きな木はなかなか出来るものではない。私がこういうところで言っても、なかなか行政の皆さんはお聞きになってくれないみたいな感じがするのです。私が緊急フォーラムで言ったら、実際を見せてくれと、東大の名誉教授の方が3人来ました。</p> <p>ここにも清掃の方がいると思いますが、去年はよかったのです。一昨年は12月6日以後の木の葉は持って行かなかったのですが、去年は全部持って行ってくれたのです。それはありがたいと思います。ですからよくお考えになっていただかないと、どんどん大切な緑が減るということを、ここで私は言うのです。ひとつそういうことをよくお考えになっていただきたいと思います。</p>
会 長	ありがとうございます。一応緑の将来目標値ということで、計画目標のパーセンテ

	<p>ージを示さなければいけないというのが、今日の課題になっているわけです。いまF委員が言われたような方策は、それはそれとして法律の改正、また本区における条例の今後の改正なども含めて、検討していくことになると思います。</p>
U委員	<p>いま計画の前回のもものと比較しまして、平成14年の実際の緑被率がパーセンテージで出ていますが、おそらくこの中で達成していないのが、いちばん上の第一種低層住居専用地域だけです。それ以外はすべて目標値をクリアしていると思うのです。ですから20%を外されるといときには、基本的にいちばん大きな構成比として64%を占めていて、まだ達成していない第一種低層住居専用地域という所に着目していただくと。</p> <p>いまF委員が言われたように、その部分はいちばん大きな問題を含んでいます。多分これは細分化して小さな住宅地になっている部分ですので、その辺がマイナスにいかない形での啓蒙活動なり、努力目標なりを掲げるべきではないかと思うのです。ほかはもう達成していますから、20%を下げてしまってもいいのかと考えますが、やはり3分の2を占めている面積比率の部分に対しては、いかに緑が保全できるか、そういう方策なり施策を考えていただくと。例えば1.3%上げるような形で、従前の25%を目指して目標値を置かれるとか、そういうのが1つの考えではないかと思います。</p>
都市計画課長	<p>先ほど数字的にほとんど変わりがないと申し上げましたが、平成16年6月に一部用途変更をしており、ここにある数字が若干動いております。パーセンテージにいたしますと、3段目の第一種中高層住居専用地域が12.0%となっておりますが、これが12.1%ということで、ちょっと割合が変わっております。その3行下の第二種住居地域ですが、これが1.9が1.8に変わっています。パーセンテージで変わっているのはそこだけです。</p> <p>左側の面積ですが、第一種住居専用地域の所が若干減っており、2,185.9というのが正確な数字です。比率については変わりありません。3段目の第一種中高層住居専用地域が407.4ですが、ちょっと増えて411.2です。その下の第二種中高層住居専用地域の96.0がちょっと減って、95.9です。その下の第一種住居地域は変わりありません。第二種住居地域の63.6が61.6ということで、若干減っております。準住居については変わっておりません。</p> <p>近隣商業については若干増えており、295.8が297.3です。比率は変わっておりません。商業地域についても若干増えており、132.6が133.3です。比率は変わっておりません。準工業については変わっておりません。先ほど変わっていないと申し上げましたが、大変失礼いたしました。訂正させていただきます。いまのデータは平成14年のデータですが、いま私が申し上げたのは昨年の6月に用途の一部変更がありましたので、そこで若干の変更があったということです。</p>
緑化担当課長	<p>先ほどF委員がおっしゃっていた、昨年の緊急フォーラムのことを補足いたします。あの緊急フォーラムの中で、「みどりのアピール」というのを出しました。その中で国、国土交通省が中心となった、みどりの研究会を立ち上げようという話が出たわけですが、それに基づいていま現在、研究会を立ち上げることになって、その研究会の会員の名簿を整理しております。その研究会に参加する自治体ですが、緊急フォーラムに</p>



	<p>参加した杉並、練馬、大田、武蔵野、三鷹、それに加えて板橋区が入ってくるという内容で、研究会を立ち上げることになっておりますので、補足させていただきます。</p>
会 長	<p>これは改定ですから、いま都市計画課長からご説明のあったデータに変えたほうがいいでしょう。</p>
緑化担当課長	<p>新しいデータのほうがいいのですが、緑被率のデータは平成 14 年のデータですから、その辺がうまく合わせられるかどうかというところがありますので、ちょっと考えてみたいと思います。</p>
会 長	<p>何か原案はありますか。</p>
緑化担当課長	<p>特にありませんが、いまU委員がおっしゃったいちばん構成比の多い第一種低層住居専用地域の緑被率が、23.7%ですので、それをちょっと上回る程度、24%ないし 25%ぐらいというのが、確かにいい目標値になるのではないかという気はしております。</p>
会 長	<p>どうですか。その辺でご意見をいただけたらと思います。努力目標も含めて 25%にしますか。1%違うとかなり大変ですが、24%のほうがいいですか。</p>
B委員	<p>確かに目標値を上げることには賛成ですが、全体的な計画でいろいろなものを動かさなければいけない可能性も、なきにしもあらずだと思うのです。当然その辺との整合性もありますし、今後、杉並区の場合はどんどん住宅化されて、新しい住人が増えていくという想定もされている中で、住宅地としての杉並区、そして緑あふれる杉並区ということとの整合性を考えれば、25%というのもいいかもしれないけれど、あまり目標値を高く上げすぎると、どこか狂ってしまうという懸念もあるのです。もう少し間を取って 23%とか。確かに第一種低層住宅の目標値もあるのですが、私は個人的にこれぐらいがちょうどいいのではないかと思っています。以上、私見ですが、よろしく願います。</p>
会 長	<p>間を取ってくださったのですが、ほかの委員の方はいかがですか。</p>
U委員	<p>私が申し上げたのは 25%に到達していない部分を、23.7%ですよね。ですから 1.3%が努力目標だと申し上げたつもりだったのです。それを整合性のある数字にするとすれば、例えば 22%とか。ただ、いまB委員がおっしゃったように、いろいろなことを考えていかなければいけないので、そういうことを目標にされたらどうかということです。ここが達成していない部分ですし、いちばんスプロールされていく場所ですから、逆に言ったらそれに対して、もし土地があって一般の区民の人が少しでも緑を植えていけば、何パーセントかカバーできるのです。通常だと緑化計画などを出す必要がありませんから、そういうあたりは規制のかかりにくい所ですよ。そういうような意見を申し上げたつもりだったのです。</p>
緑化担当課長	<p>いまご意見をいただきましたので、いろいろなご意見を踏まえながら、検討していきたいと思っております。1つにはU委員がおっしゃった、平成 14 年度にいちばん多く構成している第一種低層住居専用地域の 23.7%を見ながら、努力目標ということで少し上げるとか、あるいはB委員からは、あまり無理をしないで 23%程度というようなお話もありましたので、その辺をにらみながら検討したいと思っております。23%、24%、そこら辺の数値で整理できればと思います。いずれにしろ平成 19 年にみどりの実態調査をやりますから、それを見て平成 20 年に本格的に見直しをするということなのです。</p>

	で、それまでの暫定的なものということになるのかもしれませんが、そういったことで20%を少し上げて、目標値を設定したいと考えております。
会 長	よろしいですか。
S委員	1%上げた下げたという話をここでいくらおやりになっても、ナンセンスだと思うのです。それはよく検討してから、もう少し慎重にお答えいただいたほうが。その都度いろいろな方のご意見があるようですから、それを勘案することなく、むしろ実態をよく掌握して目標をお定めになるのが、私はいいのではないと思うのです。
会 長	<p>いまのS委員のご意見にも通じますが、先ほど緑化担当課長が言われたように、ここではいろいろ幅のあるご意見をいただいて、根拠を事務局のほうで担当して、暫定的な目標値を定めるということをお願いしたいと思います。</p> <p>では次に進みます。2点目が「(仮称) 杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について」、3点目が「平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月分)について」、4番目が「平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について」ということで、以上3点についてよろしく申し上げます。</p>
環境課長	<p>では環境課に関係する3点について、ご説明申し上げます。まず「(仮称) 杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について」という議題です。ご案内が行ったと思いますが、杉並区では杉並区地域省エネルギービジョンという、区内のエネルギー消費をどのような形で削減していこうかという計画を、環境基本計画と同じ時期の平成15年2月に立てました。これは国のほうからの補助金ももらい、地域として地球温暖化対策をどのように進めようかということをやったものです。</p> <p>実際に省エネルギービジョンを作り、杉並区の二酸化炭素の発生状況の実態を推計して、目標を定めました。1999年レベルで2%程度に削減しようということで目標を立てて、昨今、京都議定書も発効しましたが、目標に向かってはかなり厳しい状況だということが、はっきりしてきています。このビジョンができて、ちょうど2年経ったのですが、このビジョンをさらに進めるために、平成17年度に実態把握をやることになっています。どういうことかと言いますと、エネルギーの消費実態を電力会社やガス会社等からの調査を受けて、それをコンサルタントを使って、実際に区内全域での消費実態を推計したり、二酸化炭素の発生状況を推計したりします。</p> <p>また実態調査と併せて、環境清掃審議会の委員にもご検討いただくのですが、杉並区の省エネルギー行動としてどんなことができるかということ、我々だけではなく、実態的にプロジェクトとして検討するチームを、まず最初につくろうというご提案です。今後、杉並区でやらなければいけない具体的な行動計画案を、その委員の中で検討してまとめていただくということです。基本的な委員の構成等は、下のほうに書いておりますが、平成15年2月にこれを作ったときのメンバーと同じような構成になっております。</p> <p>このペーパーに戻ってください。「検討事項、その他」として書いておりますように、「広く省エネルギー等の取組みを普及させていく方策を検討・論議し、提言することを目的とする」ということです。いちばんの目的としては、「(仮称) 杉並区地域省エネルギー行動計画の素案」をまとめていただきたいと考えております。素案をまとめ</p>

ることと併せて、検討事項として掲げてある①から④、その他区長が定めることを検討していただくというように考えております。

委員は基本的に従前の省エネルギービジョン策定委員会のときとおおむね同じですが、学識経験者、区民代表、区内事業者代表、環境関連団体代表等に入っていただくつもりです。学識経験者については、環境清掃審議会にもその都度報告したいと考えており、エネルギー消費について経済的な観点からの知見の高い、栗山委員にお願いしております。そのほかに町会・自治会の代表、消費者団体の代表、エネルギーに関する東京電力、東京ガス等の事業者等も入った委員構成にしております。平成16年度のギリギリですが、3月中には何とか1回、顔合わせ等の会議を開き、平成17年度中に検討を進めたいと考えております。

続いて、「平成16年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果（10月分）」をご報告申し上げます。真ん中辺に表があります。平成16年度のモニタリング調査については4月、6月、8月と調査して、すでにご報告申し上げました。そのほかに10月、12月、2月とありますが、10月分まで整理が付いておりますので、10月分までお話をいたします。調査の概要ですが、調査日は平成16年10月21日です。調査内容は杉並中継所と周辺4地点です。調査項目は排気・大気関係のガス調査です。次頁に調査結果の概要を示しております。排気・大気関係ですが、排気塔、換気塔から出ているものについての調査結果は、クロロホルムが平成15年度に実施した内容よりも少し多いということです。しかし東京都の環境確保条例に定めている規制基準のある9物質については、クロロホルムも含め、すべて基準値未満の濃度で問題はないという結論でした。中継所周辺の4地点についても、問題はないという結論が出ております。

続いて、「平成16年度杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について」をご説明申し上げます。何をやっているかと言いますと、中継所からは排気塔、換気塔から化学物質が出ているということは、皆さんにもご説明申し上げているのですが、その原因となるのは、基本的に集めてきたごみです。つまり清掃車の中にその原因物質があるというのが前提ですので、その内容がどうなっているのかをきちんと把握しようということで、平成15年度から続けて調査をしております。

平成16年度については、4台の車を調べました。最初の調査日の10月21日は、先ほどのモニタリング調査と併せて行っております。集めてきた清掃車の一部の中身を調べ、それから大気に排出されている物質の状況を調べているという一連の流れです。この調査も清掃車のガス調査のほかに、不燃物として集めてきたごみの中身がどのようなものによって構成されているかというごみの組成調査も、併せてやっております。その速報値については、後ほど清掃管理課長からお話したいと思います。

調査日は21日、27日、28日、11月2日の4回で、車の台数も4台です。どんなやり方かと言いますと、10m四方の大きなビニールを広げ、その中へ清掃車の中身をパッとあけます。あけた後、すぐにビニールで蓋をします。上にかぶせて周りをガムテープですべて止めて、ガスが出ないような状況にします。そのままの状態でも20分間放置して、その後真ん中に穴を開け、そこからガスを吸引して化学調査をします。調査方法はそのような内容です。調査場所は中継所のプラットホーム、つまりごみを圧縮するために出しているホッパーの前の部分です。3台のホッパーがあって、そのうち

	<p>の1台分を使わせていただき、そこで調査をしております。</p> <p>調査結果は次頁にあります。内容を概略しますと、アセトアルデヒド、トルエンなど、毎回比較的多いものが出ておりました。平成14年度と同様に、4回とも比較的高いのはジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等です。今回特に気が付いた部分は、11月2日に行われた調査で、ガソリン臭が強く感じられました。私もこの日に立ち会ったのですが、確かにガソリン、灯油等の石油系の臭いがしていました。多分ごみの中にそういうものが入っていたのだらうと思っております。4回の調査のうち、28日はプラスチック製容器包装モデル収集地区の不燃ごみで、どのような対応になっているのかは組成調査の内容にかかわってきます。</p> <p>次頁が化学物質についての調査内容です。清掃車内のガスと、ごみを広げる前のプラットホームの雰囲気と言いますか、何も出さない状態でのガスの調査をしております。特徴的なのは、やはり平成16年11月2日の石油の臭いが多かったときです。それについてはベンゼンが<math>4,300\mu\text{g}/\text{m}^3</math>、トルエンが<math>5,600\mu\text{g}/\text{m}^3</math>となっております。基本的にベンゼンもトルエンもガソリンもしくは石油等の成分ですので、臭いを感じたものがそのまま出ていたのだらうと思えます。</p> <p>この<math>4,300\mu\text{g}/\text{m}^3</math>がどのような数値かと言いますと、先ほどのモニタリング調査でもお話しした環境確保条例の工場等から排出される基準から見れば、十分規制範囲内の数値です。ただアセトアルデヒドについては4回の調査とも、<math>2,400\mu\text{g}/\text{m}^3</math>という多い数値が出ております。これはスプレー缶やアルコール等が不燃容器の中に残っていたものが酸化して増えているのではないかという分析をしておりますが、今後さらに調査を続けていきたいと考えております。ちなみに、ここの数字は<math>4,300\mu\text{g}/\text{m}^3</math>となっておりますが、ベンゼンの環境確保条例の規制基準は<math>10\text{万}\mu\text{g}/\text{m}^3</math>ということで、非常に少ない状態であると思えます。トルエンも<math>20\text{万}\mu\text{g}/\text{m}^3</math>ですから、排出基準から見れば全く気にすることのない数値であるという評価ができると思えます。</p>
会 長	<p>清掃管理課にかかわることで、中継所の搬入ごみ組成調査速報値というのがありますが、関連しますので、最初にご説明を承っております。</p>
清掃管理課長	<p>それでは、平成16年度杉並区杉並中継所搬入ごみ組成調査速報値について、ご報告いたします。調査結果については数値データが出揃ったところで、まだ報告書がまとまっておりませんが、あくまでも速報データということでご報告いたします。なお、調査報告書は3月末ギリギリまでかかる見通しです。資料は事前に配付した資料に若干の差替えがありまして、本日席上で配付させていただいております。</p> <p>調査の目的、調査期間、調査対象地区は、事前に配付した資料のとおりです。杉並区の対象の2地区は、荻窪が3年連続で対象にした地区で、永福は今回初めて対象にした地区です。4の「主な調査結果」ですが、組成調査の概要で、平成16年度は可燃物が1t当たりに換算して131kg、焼却不適物が602kgです。共に比較3年間のうちでは増えた形になっております。参考として本日配付した補足資料を見ていただきますと、この調査を開始した平成12年度からでも今回の数値が、可燃物と焼却不適物がいちばん高い数値になっております。なお、この単位ですが、調査の開始から1t当</p>

たりの量で調査結果を作っておりますので、1桁ずらして見ていただくと、パーセントで見ることできます。例えば平成16年度は13.118%と見たほうが、見やすいと思われる方もあるかもしれません。

(2)のプラスチックの組成を見ますと、トン当たり564kgです。そのうち容り法対象のプラスチックは420kgです。容器包装リサイクル法以外のプラスチックは143kgとなっております。容り法プラスチックの内訳をさらに見ていきますと、199kg分がフィルム類、106kg分がパック・カップ類などとなっております。再度補足資料を見てください。調査を始めてから過去5年間の比較をいたしますと、サンプルデータでの組成は均質にはなっておらず、バラ付きや分散はあるものの、その中での傾向と言いますか、その特徴を説明させていただきます。真ん中辺に「不燃物」という行があり、その下に「金属とガラス」という行があります。この平成12年度を見ますと、150kgと138kgとなっております。それを平成16年度で見ますと、82kgと60kgということで、それぞれ55%、あるいは43%に大きく減少しております。これは飲料等の瓶や金属缶から、ペットボトルへの置替わりが進んでいると思われるます。

プラスチックの比率は564.25kgということで、この5年間の中ではいちばん高い比率になっております。これは逆に瓶で飲むとか缶で飲むというのが、ペットボトルで飲むということに大きく入れ替わっているということと、裏腹の現象になっているのではないかと思います。そういうことでプラスチックの比率が上昇して、急激な変化が起きていると思います。

それからペットボトルが、杉並区では56kg、パーセントで言うと5.6%です。対象地域全体では5.1%ということで、ここへきてペットボトルが減少しているという状況が見られます。ペットボトルについては容器包装リサイクル法が施行されると同時に、500mlのペットボトルが解禁になって、急速に使用量が増えておりましたが、ここに来て生産がやや鈍化傾向にあると言われております。また、ここ2、3年、薄肉化傾向にあります。ペットボトルの厚さがずっと薄くなって、重さで30%ぐらい減っていると言われておりますので、それが表れてきているのではないかと思います。あと、資源回収もありますが、資源回収には、まだそれほど大きく変化して出てきてはおりませんので、そういった現象があるのかなと思っております。

資源物ですが、資源物が不燃ごみの中にだいぶ混じっています。紙類、ペットボトル類、金属・スチール缶アルミ缶の金属類、ガラス類は減少してきております。これは資源回収が徐々に進んできているのかなと思っております。

家電用品目が集められておりますが、それ以外の小型家電。例えば掃除機、携帯電話もそうですが、そういったごみが不燃ごみの中に混じって出ているかということ、それを見た状況では、大体横這い状況になっていると言えます。

最初の資料に戻っていただき、その裏面を見てください。(3)は排出禁止物です。平成16年度の全体で見ますと、不燃ごみの1t中に有害性のものが0.19kg。個数では、1t当たりの換算個数になりますが、そのために整数になっておりませんが、4.48個。爆発性のあるものが1.70kg、12.89個。引火性のあるものが0.24kg、これは使い捨てのライターなどです、8.41個となっております。

(4)はレジ袋の排出状況です。不燃ごみ1t中で、同様に平成16年度の全体で見

	<p>ますと、ごみとして出されているレジ袋が 24.24 kg、ごみ袋として利用されて出されているものが 13.19 kg。合わせて 37.43 kgとなっております。これを割合構成比で見ると、平成 16 年度全体で、ごみとして出されるレジ袋は 65%、ごみ袋として利用して出されるものが 35%となっております。表の 3 カ年の中では、ごみとして出されるレジ袋がいちばん低くなっております。</p> <p>(5) はプラスチックの用途別材料調査結果です。これは今回初めて行うもので、プラスチックでもどんなプラスチックがどのような割合で排出されているかを調べたものです。表のいちばん下の行を見ていただきますと、いわゆる「5 大汎用プラスチック」、家庭の中でいちばん多く使われているプラスチックです。そのほかにもプラスチックはたくさん種類があります。非常に特殊な用途に使われているものがすごくありますけれども、一般の利用ではこの「5 大プラスチック」が多いと言われております。ここではごみ 1 t 中ではなく、プラスチックだけで 1 t とした場合の換算比です。プラスチックだけで 1 t とした場合の換算量で、左から、PE (ポリエチレン) がいちばん多く 332 kg。PP (ポリプロピレン) が 173 kg。PET (ポリエチレンテレフタレート)、いわゆるペットです、これが 145 kg。PS (ポリスチレン) が 138 kg。PVC (ポリ塩化ビニール) が 34 kg。その他が 176 kg となっております。全体で見ると、フィルム類など、袋やラップ、あるいはパックとして使われることの多いポリエチレンとポリプロピレンが 505 kg、約 50.5%と半分を占めております。あと、いわゆるビニールと呼ばれプラスチックの初期に多く使われたポリ塩化ビニールは、ダイオキシンなどの塩素の害もあると言われ、家庭での利用が大きく減って、現在では 34 kg、3%ほどの比率となっております。なお、塩化ビニールについては再度見直しが行われております。耐久性、性能の良さの見直しが行われており、やや増える傾向が出ております。それほど心配するものでもない国際的な判断もあるということも聞いておりますが、若干増える傾向が出てきております。</p> <p>併せて説明させていただきますと、本日席上にごみ減量のアイデア集、『アイデアのとびら』が出来上がりましたので配付いたしました。これは杉並環境省で区民から寄せられたアイデアなどをまとめたもので、親しみやすくお手元に置いてもらうために絵本ふうに作りました。今後、区民の皆様に積極的に配付して、杉並区のごみ減量、環境負荷を軽くする生活スタイルをつくっていく一助にしたいと考えております。私からの報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、最初のほうからご質問、ご意見をいただきたいと思えます。2 番目の「(仮称) 杉並区地域省エネルギー推進委員会の設置について」ということで、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>K 委員</p>	<p>まず、推進委員会について 2 点ばかり質問させていただきます。1 点目は他の自治体での先進事例が、すでにあるのかないのか。あるとしたらその功罪はどうなっているのか、それをひとつ教えていただきたい。</p> <p>2 点目は、「委員の任期は、平成 18 年 3 月までとし、その後、再任を妨げない」とあるが、いつまでおやりになるのか、そのイメージを教えてください。この 2 点です。</p>

環境課長	<p>23区で申しますと、省エネルギービジョンを作っているのは板橋区と杉並区だけではないかと思えます。省エネルギービジョンの中でも、行動計画を一旦は定めておるのですが、わりと抽象的というかPRを進めることが中心になっております。先週の金曜日に23区の環境課長会があり、その中で「行動計画の見直しをどうしようか」とそれぞれの区で報告したのですが、やはり今年具体的な行動計画を策定する、もしくは省エネルギービジョンを作ったときに定めた計画を見直すということがほとんどです。いちばん23区で進んでいるのは板橋区と言われますが、区民の生活まで含めた行動指針のようなものをきちんと持っている所は、今のところあまりないのではないかと認識しております。</p> <p>任期ですが、基本的に平成17年度中に行動計画まで作りたいと思っております。もしずれ込むことがあれば、もう少しやっただくかもしれないと考えています。</p>
K委員	5年も10年もということではないですね。
環境課長	はい、そのつもりはありません。国も京都議定書の発効に伴い地球温暖化大綱の見直しをしております。家庭生活では2%よりも、むしろ6%増の見直しもしております。国の動向が出てくれば、それに合わせて少し検討の見直しが必要になってくるかもしれませんが、そうした場合には、もう少し延長するかもしれないということを入れさせていただきました。
K委員	わかりました。
会長	<p>ほかにはありませんか。よろしいですか。ご意見がありませんようですので次に進めさせていただきます。</p> <p>「中継所の環境モニタリング調査結果報告書（10月分）について」ということで、ご質問、ご意見をお願いします。特にありませんか。基準値を超えた物質がないということです、よろしいですか。はい。</p> <p>では、いろいろご質問があると思いますが、4点目の「中継所の搬入、清掃車内ガス調査結果について」です。</p>
C委員	ひとつ質問します。ガスの調査ですが、10メートル四方のビニールを敷いて、そこにごみをザーッと入れるというお話で、それをまたまわりを包みましてということでしたが、結構ガスはザーッと入れた瞬間にだいが出してしまうのではないかという気がするのです。これでごみだとして、ごみそのもの、車全体をすることは無理かもしれませんが、このもの自体をくるむ、それで測定することは可能なのでしょうか、不可能なのでしょうか。それから、ザーッとあけたときのガスは、どのくらい出ているのかご存じでしょうか。この2点を、まずお聞かせください。
環境課長	まず1点目の全体を包んでということですが、これも調査を始めるときに検討しました。最初パッカー車の中にパイプを入れて、それから抜いたらどうかということも検討したのですが、最終的に技術者に相談しますと、密閉室を用意して、その密閉室の中にごみをあけて、その部屋の中の空気を調査する方法しかないだろうということでした。それは実質的に不可能でして、新しい施設をつくらなければいけないということで、簡易ではあるのですが、確かに委員がおっしゃるとおり、あけた時点でかなり出るだろうと思います。出たものだとしても、わりとごみは袋に入っているものが

	多いものですから、急いで包めば、ある程度その傾向は測れるだろうということで、その方法で2回調査しているところです。もっといい方法があれば改良も考えているのですが、絶体的に全部を測るのは、多分不可能だろうと思っております。それから、どのぐらい飛散するかも、はっきり言ってわかりません。申し訳ございません。
C委員	出てしまったガスはどのぐらいかわからないということですが、それに近づける努力は、これからどうされていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。
環境課長	先ほどの説明の後に組成調査の説明もありましたが、本来的には、捨ててほしくないごみ、もしくは、例えばスプレー缶であれば、すべて放出した後に捨ててほしいのが原則です。それを「ごみ半減プラン」の中でも言ったり、冊子を作ってお話をしていますが、区民の皆さんに理解していただきたい、というのが第一原則です。 もう1つは、モニタリング調査のやり方についても、平成16年度は6回調査しました。それは日を決めて、その日の排出ガス等を調査したのです。これからは夏の時期に1週間程度連続して測ってみたいと思っています。連続して測って、その中で多い日があれば、当然多い物質についてのごみ収集ルートがはっきりしていますのでその収集ルートに従って、中小企業等、町工場等があれば、それに対する指導等ということも考えてみたい。大きくはこの2つを、今のところ念頭に置いています。
C委員	ありがとうございます。
S委員	よろしいでしょうか。
会 長	はい、どうぞ。
S委員	引火性の廃棄物と爆発性。実は、私の所は商売ですから去年も1台やられたのです。火事になりますと清掃車は使えなくなりますが、去年は杉並区で何台ぐらいやられたのでしょうか。
清掃管理課長	正確な数字はわかりませんが、十数件ぐらいです。
S委員	あるんですね。
会 長	ほかの点でありましたらお願いします。
K委員	単純な質問で申し訳ないのですが、定量下限値というのは、例えばベンゼンは4となっていますが、4以下は測定できないと理解していいのでしょうか。ちょっと定義を教えてください。
環境課長	4以下は検出できないという意味です。どういうことかと言いますと、大気中の常時測定は非常に大きな分量で濃度を測ります。今回のパッカー車の中のもの、例えば10だったら10ぐらいしか空気を抜けませんので、当然、その中で濃度を測る場合には、これ以下の部分については検出できない結果になる、という定量下限です。
K委員	先ほど言われた、いわゆる基準値としては、ベンゼンでは10万 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ですか。
環境課長	はい。
K委員	ということになると、4,300 という非常に数字的に大きいものであったとしても、それほど心配する必要はないと理解してよろしいのでしょうか。
環境課長	ただ、私の立場では、それはなかなか言えないところでして。例えばベンゼンの規制基準は10万とお話をしましたが、一般の大気についての環境基準は3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。普通の屋外の大気の中であれば3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えてはいけないという環境基準に



	<p>なっており、工場の排出では10万だという話です。清掃車の中はどちらを基準に見たらいいのでしょうかという場合、我々だったら、当然工場と同じ排出規制で見るべきだと思いますが、適用される法はありません。ただ環境基準からみたら、そんなに少ないわけではないなという感じです。これは化学物質ですので、毒性のあるものだとみれば大変な話だと思いますが。</p> <p>例で話をしますと、東京ドームいっぱい大体120万m<sup>3</sup>です。3μgは100万m<sup>3</sup>の中に3gです。でも環境としては良くないということですが、物理的な量からみると、なんだそんなものかと思ったりしますが、環境課長としては、その基準は両方押さえているのが実態です。</p>
会 長	ほかにございますか。
T委員	<p>この廃棄物ですが、収集の場所とか施設によって、多分いろいろ違ってくるのではないかと思います。実際に化学物質を使っていたり、保管をしていたりという所を、一般家庭ではなくて、そういうものをたくさん持っている所とか、排出する所は押さえていらっしゃると思いますが、そういう所への個別のお願いですとか、指導ですとか、そういうことは当然おやりになっているのではないかと思います。それでも火が出てしまったりとか、ここに出ているような大きな量の化学物質が出ることもあるわけですね。指導の実態ですとか、指導を受けた所の認識とか反応が、もしあれば教えていただけますでしょうか。</p>
杉並清掃事務所長	<p>毎年この組成調査をやっています、いま特定の企業、会社というお話もあったのですが、組成のほぼ9割が一般家庭から出る家庭ごみです。一般家庭の家庭ごみの中から、こういう塗料、インキ、スプレー缶も含めて出ていると。残りの10%が事業系ですが、これはほとんど小規模の事業所で日量50kgを超えるものは事業者責任ですし、当然産業廃棄物になるものは行政回収しておりませんのでそれは産廃ルートに流れていきますので、いわゆる工場とか特定の化学物質を専ら使うような所の収集は、前提として想定しておりません。たまたま小規模の、例えば町工場的なオートバイ屋さんとか、そういう所が溶剤か何か使って出る場合がありますが、それはチラシ等、こういうものは使い切って出してください、不燃では出さないでください、ということで指導班が訪問して、指導するなり、協力をお願いするという形で対応しております。</p>
環境課長	<p>9月の環境清掃審議会にもご報告申し上げたのですが、適正化学物質の使用ルート報告が義務付けられております。指定工場等は、ある一定以上の分量の化学物質を自分の工場で使ったりするする場合には、その使用量を報告するのが義務付けられています。杉並区内でも報告書を提出している企業は72社ほどありますが、報告書の提出を受けている所については、きちんと指導もしているところです。</p> <p>昨年から可能な限り、現地調査等も行っており、適正管理されているかどうかを見ております。もっと強めるべきだという話が結構ありまして、平成17年度は、さらに計画的に指導を強めたいと考えております。指定工場等以外、簡単な塗装をしたりできる、というのがあります。例えば、前回も問題になりましたがジクロロメタンは代替エフロンと言われる物質で、塗装の剥離剤、塗装を剥がすときに簡単に使ったりするもの</p>

	で、工場と言われないような小さな修理工場とか、一般家庭でも使われるのがあり、この分についてはなかなか指導が難しいのが実態です。
T委員	ありがとうございました。
会 長	ほかにはないでしょうか。課長、これを受けて、今後区としてどういうふうに。
環境課長	先ほどちょっと話をしましたが、モニタリング調査を年6回だけではなく、特定の物質を狙って1週間なら1週間連続測定をして、その結果、どこから集めたごみかがある程度わかりますので、もし、ある日が濃度が高かったりすれば、その収集ルートに従った指定工場の指導ですとか、いろいろな方法を考えてみたいと思っています。基本的に有害なものを集めないのがいちばんいい方法ですので、その発生源を何とか探し求めるとか、そういうことを考えております。
会 長	よろしくをお願いします。 では、5点目「中継所搬入ごみ組成調査速報値について」ご質問、ご意見ありましたらお願いします。
S委員	私、すみません、先に質問しすぎてしまって。いま質問しなければいけなかったのですが、10何台だにご返事いただいたのですが、配車の台数としてはかなり火事が多いと感じますが、その辺はいかがでしょうか。
杉並清掃事務所長	S委員はよくご存じだと思いますが、結果的に清掃車が火災になるのは、カセットコンロ、ボンベ、カセットライターが9割がたの原因です。時期的にも、大体そういうものを使い終わるころに件数が出ます。再三、そういうものがあると、その集積所近辺に、こういう火事がありました、こういうことで清掃車も貴重な財産で損害を受けていますということで、何回もやっているのですが、なかなか減らないのが1つです。 もう1つは、いまカセットコンロもボンベもものすごく安くなっており、少量残っても、それを次年度まで取って置かず平気で捨ててしまう。逆に、使い切ってくださいと言っても、使い切れないから捨てているのだ、少量残ったものはどこで取扱ってくれるのだという話になりますと、なかなか指導が行き渡らないところではありますが、極力、そういうことでしか対応できないのかなと思っています。 確かに件数は、10数件は多いと思っていますが、都内でも大体似たような件数で起こっていますので、どうしたものかなというのが正直なところです。
清掃管理課長	私からも説明してよろしいですか。
会 長	はい、どうぞ。
清掃管理課長	いまのスプレー缶というか、それが原因です。外国でもかなりそういうものをやっていますが、日本は結構圧力をかけている、パッと破裂するのが原因ではないかと。いま各自治体はすごく困っております。杉並だけではなく、やはり火災が起きると。これを何とかしてくれと非常に挙がっております。それから有害性の問題もあるということで。杉並がエアゾール缶とかスプレー缶の処理の東京都の幹事区にたまたま今年なっています。いま経済産業省で見直しを盛んに行っており、これをペットボトルと同じように、容器包装リサイクル法の特定の1つとして入れて、別扱いの処理をしよう。あるいは、各自治体が一緒に集めないで、別に集めて、各自治体で業界から

	補助を出すから処理をしてくれとか、どういう方向に行こうかをいま盛んに検討している最中で大きな課題の1つになっているところです。
会 長	ほかの点で、ありましたら。
P委員	<p>カセットコンロのことですが、私の町会でもございました。まだ最近です。それを伺ってみますと、やはり学生の多いアパート生活の人が、いらなくなったからとやっているいろいろなものと一緒に出したためにわからなかった件なのです。私の所の前に来てから清掃車が火を噴いた。当日私はいまいませんでしたが「その清掃車はどこへ行きましたか」と言ったら、「清掃工場へ持ち込みました」と。それはそれでホッとしたりしていたのですが、早く回覧に書いたり、電柱に貼ったり、そういうものを他のものと出してはいけないというようなこと。それから、いまがいちばんピークで私がこれから悩むところなのです。</p> <p>と言いますのは、3月、4月、東京では本当に学生が入れかわる、会社員もすべてそうですが、全部入れかわる季節なのです。そうすると、集積所をしょっちゅう回って歩いて、ここはどこだと思う、あそこだと思う、清掃車の職員に怪我があったら大変だからね、と言いながら私は回ったりしているのですが、この時期がいちばんそういう危険性が伴う。また、秋から冬に向かう、冬から春に向かうこういう時がいちばん私どもも気をつけなければいけないところにきているのです。そのようなことで十分、私どももこれから考えて注意深く見ながらいきたいと思しますので、本当にこの間はお騒がせしました。私のほうこそ本当に、自分でもびっくりしたのです。</p> <p>そういうようなことで予想もしない、予期もしないところから、そういうものが発生する。普通の住宅の主婦だったら考えられない出来事なのですね。でも、世の中には危険なことを平気でさらけ出す人たちがいるということを十分心に念じていないと、災害はいつ発生するかというようなことでして、今後、十分気をつけますので、私のほうこそ謝らなければいけないのです。ありがとうございます。</p>
会 長	ほかにございますか。
K委員	3頁の「プラスチック、用途別材料調査結果」、この資料の出典を教えてください。
清掃管理課長	これは調査ですので、出典というより区で調べたものです。
K委員	これは製品として調べたのですか、ごみとして調べたのですか。
清掃管理課長	ごみとして調べたものです。
T委員	質問ですが、これは調査対象地区が4つありますね、新たに始められたのが永福地区と先ほどご説明があったと思うのです。この排出物を見ますと、新たに始められた永福の所が、排出禁止物でも爆発性のものでも、括弧の中の数字が大きくなっておりまして、下のレジ袋の排出状況の所でも、ごみとして出されるレジ袋は、パーセンテージでも多くなっております。この辺はPRが、今までやっていた所は徹底していて、始めたばかりの所は、その辺の認知度が低いという結果が現われているのでしょうか。これからもどんどん広げていかれると思いますが、その辺はどういうふうに分分析をしていらっしゃるのでしょうか。
清掃管理課長	ごみの組成調査の対象に自分の地域がなっている、なっていないというのは、多分ほとんどの方はご存じないと思えますね、たまたまピックアップしてやっていますの

	<p>で。そういったことを周知しているかどうかということではないと思っております。</p> <p>調査の仕方を簡単に説明しますと、1つの車、朝早めに来たのをあけて、ごみの山をうまく均質になるようにかき混ぜて、4つに分けて、対向線上の2つの所を取って、少し小さくしてやるわけです。たまたまその日にこういうものが出たとすると、それが結構支配的な影響を及ぼしたりすることがあるのです。例えば蛍光管をちょっとまとめて、どこかに店があつて出したりということがあつると、それが非常に大きな影響となります。なるべく回数を重ねて平均化して見ていかなければいけないと思っております。</p> <p>永福と荻窪の2地区は、どちらかと言うと住宅地域です。過去の全体の傾向を見ると、割合ごみの出し方は、上石神井と野方は住居と商業の混合地域ということで、どちらかと言うと排出ルールが緩い出方になっております。基本的には、住宅地域は出方がよくなっています。今回、排出禁止物とかレジ袋とか少ないものになってくると急に出てくることがあります。この39.19%については、まだ十分に分析しきれていないところです。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。時間の関係もありますので次に進めさせていただきます。6点目「ペットボトル集積所回収モデル事業の回収実績について」ごみ減量担当課長、お願いします。</p>
ごみ減量担当課長	<p>私から「ペットボトル集積所回収モデル事業の回収実績について」報告させていただきます。ペットボトルの回収については拠点回収がメインでスーパーあるいはコンビニで店頭回収を進めていきましたが、昨年の11月1日より、集積所を利用した「回収モデル事業」を行いました。</p> <p>まず、1の回収対象地域ですが、三谷町会地区、馬橋北自治体地区、合計、約4,100世帯で行っております。回収実績は、11月に1,290 kg、12月に1,120 kg、1月に1,090 kg、トータルで3,500 kgになっております。</p> <p>3の検証については、ペットボトル集積所、回収モデル事業の実施地域におけるペットボトル排出実態調査及び不燃ごみ組成調査を2月から行っており、今後数値的な検証等を行い発表する予定です。</p> <p>4番目の事業拡大については、実施計画に基づき順次モデル地区の拡大を行う予定です。簡単ですが以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>では、ご質問、ご意見をお願いします。</p>
K委員	<p>これとちょっとテーマが違っているので、お話をするというか要請をしにくいわけですが、ここでしか発言ができないと思いますので別の観点からお願いしたいと思っております。ここではペットボトルですが、いま申し上げたいのは、例のプラスチックごみの資源的な収集の問題についてです。前回第4回の審議会の席上でも、いろいろと協議をなされたことについては重々理解しているつもりです。4月1日からは6分の1の地域で、それが拡大される。一応チラシについても、その地域の対象の方に配付されたという話は聞いています。</p> <p>私の知人からも「私の所、今度その地域の対象になったんだけど、是非とも地域での説明会をやってほしい」と、こういう声が非常に強いわけです。特にごみの半</p>

	<p>減プランを見ますと、平成 17 年度は 6 分の 1 地域で、平成 18 年度、平成 19 年度では 3 分の 1 地域、平成 20 年度では全体をやっていきたくいと。私が廃プラ量の全体を簡単に試算してみたら、全体のごみの 1 割以上という重量比になります。いわゆる 40% 家庭ごみを減らすということになると、その一助としても、この廃プラ対策は、完全に 1 つの大きな柱として育てなければいけないと思っています。そのためにも、いま区民のほうで、「ああ、こういうことをやるんだな」という関心があるうちに、是非とも、その地域に対する説明会、こうやって分別するんだよ、というようなことをやっていただきたい。これはお願いです、よろしくご検討願います。</p>
会 長	<p>可能ですか。大事なことですから。</p>
杉並清掃事務所長	<p>我々お邪魔するというのは是非やらせていただきたいと思っております。経緯を話しますと、これまでモデル地域でやってきた所では再三再四お伺いし説明会もやってきました。今回は 6 分の 1 エリアですから、従来と違って町会単位ではなく丁目単位にしております。該当の所の町会や地域別の懇談会などでは説明をしているのですが、何といいましょうか、小グループ、小単位の説明会をどういうふうに、こちらからいきなりお邪魔することもなかなか、本来 1 軒 1 軒行けばいいのしょうけれども、なかなか機会がないものですから。こうしたチラシの全戸配付とか、ポスターとか、地域別と大きく括った説明会になったのですが、オーダーがあれば私どもはいつでも伺う覚悟でおりますので、是非対応したいと思っています。</p>
K 委員	<p>オーダーがあればというよりも、むしろ区から呼びかけていただきたいのです。具体的に申し上げますと、その方は浜田山地区の方ですが、「そういうことを自ら区のほうにお願いして、やってくれというのは住民としては言いがたいのだ」と。前回の議事録を見ても、馬橋北地区についても三谷町についても、区民全体に対する説明会はやっていないのです。町内会の役員さんとか、そういう専門の方に対するのはやったとかと書いてあります。ところが区民に対して、全体に対する呼びかけがなされていないから、今やってもいいんだよ、協力してもいいんだよという区民の意識のあるうちにやっついていかないと。はっきり言うと、その方も「いい加減の分別で、あまり区のほうも熱意がなかったら、従来どおり適当にやっちゃおうかしら」という言い方を私にもされるわけなんです。「いや、そうじゃないんだよ、これから環境というものは大事だから」ということでいろいろ話をするわけです。やはり私たち民間人が話をするのと、区の、行政の方が話をなさるのとでは迫力が違います。そういう面では是非とも、そういう呼びかけを。例えば区民センターなら区民センターでいいじゃないですか。ここでいついつやるのだから関心のある方は来て頂戴ということで、町内会を通じて呼びかけをします。こういうことが必要ではないかと思えます。</p>
杉並清掃事務所長	<p>おっしゃるとおりだと思います。三谷のときも、いまお話にあったような町会、協力会、清掃協力会を中心にやったのですが、それだけだと来るメンバーも限られますので、小学校の P T A、防災訓練、消防訓練、そうしたところにお邪魔したのですが、なかなか浸透しないというところもありましたので、次は是非そういう機会を使ってやっていきたくと思っています。</p>
F 委員	<p>そのことについては、1 カ月前の町会長会議で、役所の方が来てご説明している</p>

	<p>思います。ただ、町会に入らない方は回覧等が行きませんから、そういう場合は周知徹底ができないと思います。そうすると町会の掲示板、区の掲示板に貼るとか、そういうことになるわけですね。杉並区全体を見ましても、今までの出張所単位で地区町連が17あります。毎月1回町会長会議をやり、そこで担当の行政の方が来てご説明なり、またチラシ等を持って来ていただくということで。町会に入らない方はどうなっているか、そこまで把握できませんけれども。町会に入る方は、月に2回、20日締めと、月が変わって5日締めと、2回配付していると思います。</p>
会 長	<p>では、前向きで、ご検討のほう、よろしく願います。ほかにございますか。</p>
V委員	<p>前に廃プラのモデル事業をやったときに協力率という話が出ましたが、今回の協力率は、大体どのぐらいを想定しているのでしょうか。例えば11月の三谷地域だと650kgと出ていますが、協力率は現実どのぐらいあったのか、その辺のご説明をいただきたいのです。</p>
清掃管理課長	<p>協力率は、いまペットと廃プラの両方があって、ペットは動き出したところですが比較対象したものはありません。私は全体計画のほうですので説明させていただきますと、廃プラで言いますと、三谷、馬橋でモデル的なものを平成13年度、平成14年度、平成15年度とやって、平成16年度は通年でやった経緯があります。平成16年度までは大体20%を切るような協力率だったのですが、平成16年度、通年でやり出したら徐々に浸透して非常に協力率が上がってきており、こここのところきて44%ぐらいまで上がっております。一般的な協力率、回収率というのですか、大体50%が歩留まりとかメドと言われており、かなりそれに近づいてきております。杉並のリサイクルへの関心といいますか、非常に高い状況になってきています。</p>
V委員	<p>ペットはどうですか。いまのは廃プラですよ。</p>
清掃管理課長	<p>ペットはいまモデル事業でどうか、ということはあるのですが、大体21%ぐらいです。平成13年度、平成14年度、平成15年度ぐらいで、杉並に想定される、例えば工場に入るペット、集積所中継所に入るペット、回収しているペット、全部合わせたペット量は、大体3,000t弱です。それから、大体600~700tぐらい回収しておりますので、杉並では21%ちょっとぐらいの回収率です。</p>
V委員	<p>合わないのではないですか。例えば三谷地域で総ペットをどれだけ出しているかを把握し、そのうち集積所の回収モデル事業として回収されたもの、その2つをつかんでパーセンテージを出すわけでしょう。</p>
清掃管理課長	<p>実際のペットがどのぐらい出てくるかという量は難しく、杉並全体でペットはこのぐらい出てきていると、それを1戸当たり割って、例えば月当たり、年数当たりで、推計でやるしかないわけです。</p>
V委員	<p>そうなりますと、21%ということでもいいのですか。</p>
清掃管理課長	<p>21%ぐらい、杉並はペットを回収しているということです。</p>
V委員	<p>モデル事業の地域はどうですか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>モデル事業では、現状はいま拠点回収を行っている。集積所回収も新たに始めたというところで、その辺を勘案して、大体目標としては先ほど清掃管理課長がお話をしたとおり、大体50%ぐらいの協力が得られればいいなということで考えておりま</p>

	す。現状は50%までは満たないということではあります。
V委員	そうすると、三谷地区と馬橋地区と、はっきりした協力率は出ていないわけですね。
ごみ減量担当課長	目標は1カ月2tを目標にしていました。ですから、その目標の60%ぐらいにしか達していません。目標自体は大体50%の協力率を見通していますから、50の6掛けの30%ぐらいの協力率は、現状では得られていると思います。
V委員	三谷と馬橋では世帯数が300違いますね。いずれにしても三谷のほうが回収実績がいいわけですが、これは何か意味があるのですか。
ごみ減量担当課長	それも数量的な部分でいまご報告を申し上げたわけで、分析はまだ行っておりませんので、その辺の分析も行いたいと思っております。
会 長	その辺の分析を含めて、よろしくお願いします。
U委員	K委員が質問されたことに対して杉並清掃事務所長がお答えになったのですが、特に廃プラの問題でいうと、排出する人たちはとても若い人が多いと思うのです。コンビニの生活や、そういう所から買ってきて。私ども普通の家庭でも、ちょっと手を抜くと、そういうごみが増えます。ですから、そういう人たちが出るので。先ほどF委員が言われた町会長さん、そのレベルの方にだけ話をしたのでは、とても周知徹底はできない。いちばんターゲットになる方は、そういうところとあまりコネクションがなかったり、お付き合いがなかったりしますので、やはりもう少し地道に、地域地域ローラーじゃないけれども、少しやっていただかないと、なかなか協力率は上がらないと思っておりますので、是非、そんなことをお考えになっていただくといいかなと思います。
杉並清掃事務所長	おっしゃるとおりです。資源の回収もそうですが、通常のごみ出しの分別でさえいちばん問題になるのが、こういう言い方をするのはあれなんです、単身世帯で昼間いらっしゃらない、区内の居住年数も3年、4年ぐらいの方たちがいちばん、ごみの分別も、可燃、不燃もままならない。その中でさらに、資源になるものは資源に分けてくれというのは、本当に1軒1軒行かないと難しいというのは肌で感じております。いろいろな呼びかけをしてもいらっしゃらないとか、大体日中はいらっしゃらない、じゃあ、夜いるのかという、夜も時間が不定期だとかで。やらなければいけないことは重々承知しているのですが、夜討ち朝がけで1軒1軒行ってベルを鳴らしても、分別でさえ面会お断りされる所も多うございまして、なかなか苦慮している次第ですが、必要なことは十分承知しております。
会 長	大変でしょうけれども、よろしくお願いします。時間の関係もありますので、次の7番目「一定規模以上の開発等に関する報告について」緑化担当課長、お願いします。
緑化担当課長	緑化担当から、敷地面積3,000㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画についてご報告いたします。今回は2件です。 まず最初に都営住宅です。都営住宅16H・111・112東、高井戸西1丁目工事です。所在地、高井戸西1丁目31番、裏面に案内図がありますが、井の頭線高井戸駅の西側に位置する所です。色刷りの平面図は「緑化計画図」です。敷地面積4,595.57㎡、建築面積1,295.94㎡。これにより基準緑地面積は989.89㎡、計画緑地面積は1,217.81㎡をお願いしております。また基準接道部緑化は89.45m。これに対して93.79mの計

	<p>画をしていただいております。植栽本数も記載のとおりで、いずれも基準本数を上回る計画をしていただいております。</p> <p>次は、東電ライフサポート㈱「もみの樹・杉並」新築工事です。所在地、杉並区和泉3丁目52番。これも裏面に案内図があります。永福町の駅前の通りから大宮八幡の方に向かうと、大円寺の東隣に位置する所です。こちらに有料老人ホームを建てる計画です。敷地面積3,703.91㎡。建築面積1,412.81㎡、計算によりますと740.78㎡の緑地をお願いいたしました。これに対して計画は813.61㎡。また、接道部の緑化延長は41.36mのところを51.09mをお願いいたしました。植栽本数は記載のとおり、基準が37本のところを43本の高木をお願いしました。中木247本のところを同様に247本計画していただきました。低木についても741株のところを741株をお願いいたしました。緑化計画については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、最初のほうの都営住宅について、いかがでしょうか。特にございませんか。では、東電ライフサポートについてはいかがですか。よろしいですか。それでは、特にありませんようですので、この件については、これで終わりにします。</p> <p>4番目に「その他」ということで、「まちづくりの動向について」とありますが、都市計画課長、お願いします。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>私から情報提供ということで、特に緑の環境に係る部分がありますので、ご説明をいたします。まちの動向ということで、杉並区内、種々動向ありますが、今いちばん大きな計画ということで、三井高井戸計画についてご報告を申し上げます。</p> <p>場所は、お手元のカラー刷のものに「高井戸計画街づくり構想」とありますが、それをお開きください。地図と航空写真がありますが、浜田山駅のちょうど南側の部分で、三井の上高井戸グラウンドです。平成16年9月17日に、ここを所有しています三井不動産が現在企業グラウンドとして利用している三井上高井戸グラウンド、全体で約8.3haありますが、これを今年秋に閉鎖することを公表いたしました。閉鎖後は、この土地を三井不動産が住宅地として、集合住宅と戸建住宅で計画されていますが、これに転換を予定しているものです。区としても、そのまま残らないかなということでお話をしたわけですが、所有者が自ら事業用地として活用したいということでした。</p> <p>図面をご覧ください。航空写真で赤く囲ってある部分がこの敷地です。航空写真の右側に都市計画図の部分的なものがありますのでご覧ください。敷地の中を南北に通る都市計画道路があります。それと周回道路、周辺の道路ですが、これらの道路の整備、基盤整備、敷地西側の樹林「通称：三井の森」に代表される本地域の貴重な緑の保全、及び広域避難場所としての空地の確保などを計画に反映させるなど、周辺環境と整合したまちとしていかに整備していくかについて、事業者及び関係機関と現在協議を行っているところです。事業者による第1回目の説明会が昨年12月19日に行われ、また、第2回が今年1月30日に行われております。非常に地元の皆様の関心が高く、区としても正確な情報を提供するために区主催で説明会を、この2月12日に行ったところです。</p> <p>計画地の概要ですが、計画地周辺は低層住宅地であり、計画地南側半分、これは都市計画図をご覧ください、計画地のちょうど中央に紫色のラインがありますが、この</p>



部分を境にして区画整理を行う部分と、そうでない部分に分かれております。ちょうど地図の下側、南側の部分が区画整理事業をする区域になっているわけです。また、神田川、崖線に沿った緑と水の空間軸として、計画地は柏の宮公園とともに緑の拠点と位置づけられています。

整備方針は、「まちづくり基本方針」を前提として、1つ目、計画建物の高さ容積については、近隣への日照、景観などに十分配慮する。2つ目、土地の利用転換に当たっては、道路率や道路幅員などを勘案して十分な基盤整備を前提とする。特に都市計画道路付近、16mを暫定的に整備し、2車線を確保する。3つ目、「通称：三井の森」の保全及びここから柏の宮公園に連続する緑のベルトを形成するとともに、広域避難場所の保持に努めることが整備方針です。「まちづくり基本方針」をベースに区として三井のほうにお話をしているところです。

3点目は整備手法の検討です。土地区画整理事業により基盤整備を行うとともに、地区計画、この地区計画を簡単に言うと「ミニ都市計画」とご理解いただければと思います。そういう中で絶対高さの制限、壁面線の後退、敷地面積の最低限度等、用途地域の見直しについて協議を行っているところです。

お手元のカラー刷りをご覧ください。「計画地の歴史」ということで、昭和11年に三井上高井戸運動場が開場されて現在に至っているわけです。一部高井戸中学に敷地を売却したりしています。セピア色の写真は用地を取得したころのもので、昭和初期の風景だと思います。下に4コマ写真がありますが、これは現在の三井グラウンドの中の状況です。

「街づくりの方向性」としまして、先ほど申しあげましたように「土地区画整理事業による街づくり」ということです。基本方針は「緑の保全と維持」です。現在このグラウンドの中にあります樹木は、基本的に保存します。「緑地」と書いてありますが、高井戸中学の南側にある△の「三井の森」と呼ばれている雑木林はそのまま残す。神田川に向かって斜面がありますが、その斜面にある緑地もそのまま残す考えです。周辺にはケヤキを主とした並木がありますが、それらについても計画の中できちんと残していくという形です。これは緑の拠点として「まちづくり基本方針」の中にも、また「みどりの基本計画」の中にも位置づけられていますので、緑は極力残すということで三井のほうとお話を進めてきたところです。

基本方針の2つ目は「都市基盤施設の整備」です。外周の道路、グラウンドの中央に計画されております都市計画道路、を整備していくということです。「周辺の街並との調和」ということで、緑を残す以外、グラウンドになっている部分は、北側が集合住宅ゾーン、南側の部分が戸建ゾーンということで、ちょうど崖線部分、崖になっている上の部分にも集合住宅が一部入ってくるという計画です。

「新たに生まれる街のイメージ」ということで、まだ確定はしていませんが、これは三井が考えている状況です。宅地の面積が約5万1,200㎡、都市基盤施設が3万2,000㎡です。公園緑地、道路等々を入れると、都市基盤施設としては約40%弱という計画となっています。広域避難場所として現在指定されていますので、その認識と機能強化ということで、建物が建つわけですが、どこまで広域避難場所として担保できるかを、広域避難場所は東京都の指定ですので、いま事業者が東京都と詰めている

	<p>状況です。左下にイメージ図がありますが、周辺のケヤキの高さよりは出ないようにすることにしようということで考えております。</p> <p>ここにはありませんが、「三井の森」を残すということで、本来所有者がこういう計画をしますと、こういう樹林についても、樹林を切って建物を建てることがあります。先ほど申しあげましたように、ここについては柏の宮公園、塚山公園を含めて、杉並区の緑の拠点となっているということで、この緑地を残してもらう、「三井の森」を残してもらうということで、その分、現在の用途を一部変え、ケヤキの高さを出ない程度の集合住宅を一部北側の部分に設けることを現在考えています。グラウンド自体はこういう形で住宅計画になりますが、現在残されております樹林地については、基本的に全て残していただくということでいま詰めているところです。基本的に「三井の森」と称される部分、崖の部分の緑は公共用地として担保できそうだという状況に今なっています。簡単ですが私からの、いま動いております三井高井戸計画についてご報告を申しあげました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。皆様方もご関心があると思ひまして、経過報告という形で承ったわけです。何かこの際、ご質問ありましたらお願いします。</p>
R委員	<p>緑地ですが、残してくれる高井戸中学の横のあれは、柏の宮公園みたいに杉並区ですごくきれいにしてもらうとかそういうことは、面積も相当大きいですけども。</p>
都市計画課長	<p>いま事業所と詰めておりますのは、緑地として担保すると。その方法としてはいくつかの方法があるわけですが、地区計画という都市計画法の手法をかけて、緑地としてそのまま残すのが基本的な考え方です。ただ、担保性をより高めるために区の公園緑地にできればと考えています。概ね、その方向でいけるかなということです。</p>
R委員	<p>現在は立入禁止で全然入れないのですが。</p>
都市計画課長	<p>現在は雑木林がそのまま大きくなったような樹林で、クルミやコナラが主になっていますが、林床は相当荒れています。お休みのときは、グラウンドに来た方の駐車場代わりにしているのが実態です。</p>
R委員	<p>わずかこの入口の所ですね。</p>
都市計画課長	<p>そうです。いまの樹林は、基本的にはいじらないで、中を散索できるようにと。中身についてはこれからですが、基本的な姿勢は、木は1本たりとも切らないという方向でいきたいと思っています。</p>
R委員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>特にありませんようでしたら、今後とも、こういったような、経過報告で結構ですので、環境清掃審議会に関係したようなことは、事務局のほうで揃えて、逐次ご報告いただければよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、今後の日程ということで、よろしくお願ひいたします。</p>
環境課長	<p>次回の日程について会長等と打ち合わせをしましたので、ご提案申し上げたいと思ひます。実は再三報告させていただいておりますが、杉並中継所を一度見ていただきたいということがありまして、次回は5月16日(月)、もしくは23日(月)の9時半からお願ひしたいと思ひます。中継所にごみが集まってくる時間と、報告事項等も</p>

	あると思いますし、午前中でないところどころで見られないものですから、午前中をお願いしたいと思います。
	(日程調整)
会 長	それでは5月16日(月)、9時半ということでお願いします。なお、現地集合とし、集合場所は区役所と現地の2カ所といたします。どうもご熱心にありがとうございました。これをもちまして第5回の環境清掃審議会を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。